

答申第129号（諮問第184号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、平成20年3月19日に、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H20.1.12に実施した1級機械保全設備診断作業の要素試験の各設問の配点及び合格基準」について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「平成19年度技能検定機械保全（設備診断作業）実技試験採点基準」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示をしない理由を次のとおり付して、平成20年4月2日に、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第7号該当

「全国を通じて統一的に公表する必要性が認められる情報であり、公開することにより、技能検定の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる情報のため。」

3 異議申立人は、平成20年4月24日に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

内容にまで影響を与えるおそれがある，というものであった。

技能検定試験が同一の問題と採点基準で全国一律に行われている以上，本件行政文書の開示の判断については，厚生労働省の考え方に従わざるを得ないと考えており，仮に，本県が厚生労働省の考え方に従わず採点基準を開示した場合には，技能検定試験が全国一律の基準で実施されないこととなり，技能検定制度そのものに影響を及ぼすおそれがあるものである。

以上のことから，本件行政文書は，全国を通じて統一的に公表する必要性が認められる情報であり，公開することにより，技能検定の公正又は円滑な執行に支障が生ずると認められる情報であり，条例第8条第1項第7号に該当するものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は，「地方自治の本旨にのっとり，県民の知る権利を尊重し，行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより，「県政運営の透明性の一層の向上を図り，もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに，県民による県政の監視と参加の充実を推進し，及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し，公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり，原則公開の理念の下に解釈され，及び運用されなければならない。

当審査会は，この原則公開の理念に立って，条例を解釈し，以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は，促進法に基づき行われている技能検定試験に係る文書であり，平成19年度技能検定機械保全（設備診断作業）実技試験の採点基準を記載した文書である。

本件行政文書に記載されている採点基準は，促進法に基づき厚生労働大臣が定めた計画に従い，促進法第46条第4項に基づき都道府県知事が都道府県職業能力開発協会に行わせた技能検定試験の特定検定職種の実技試験の採点基準である。

都道府県職業能力開発協会が行う技能検定試験においては，職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）の規定により，中央職能協会が作成し厚生労働大臣の認定を受けた試験問題及び試験実施要領を用いることとされており，法令の趣旨からすると，当該試験の採点に当たっても，全国

一律に本件行政文書を用いる必要があると考えられる。

3 条例第8条第1項第7号該当性について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関，県が設立した地方独立行政法人，公社又は国等の機関が行う検査，監査，取締り，争訟，交渉，渉外，入札，試験その他の事務事業に関する情報であって，当該事務事業の性質上，公開することにより，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」に該当する行政文書を除き，実施機関は，行政文書を開示しなければならないと規定している。

実施機関は本件行政文書が本号に該当するとしていることから，以下その妥当性について検討する。

技能検定試験の実施においては，技術水準の確保・維持のために，職業に必要な技術及びこれに関する知識が適正に評価される必要があり，全国同一基準で実施されることが不可欠であると考えられるところ，試験実施要領で「検定秘」とされている本件行政文書を本県のみが公開すれば，全国同一基準で行われるべき技能検定試験制度の統一性を乱すこととなり，については，技能検定試験の目的が達成できなくなり，又は技能検定試験の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすものと認められる。

また，本件行政文書を開示することで，実技試験の具体的な採点方法等が明らかとなることによって，結果として，技能全体ではなく採点部分だけできていれば良いとする検定試験となり，職業としての技能を評価する技能検定試験の趣旨が損なわれるおそれがあることは否定できない。

以上から，本件行政文書を開示すると，技能検定試験の目的が達成できなくなり，又は技能検定試験の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる。したがって，実施機関が，本件行政文書について，条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示としたことは，妥当である。

4 その他の主張について

異議申立人は，異議申立書及び意見書において，今後の技能検定の公正又は円滑な執行を行うための是正要望として，公の判定基準の60点以上により合否判定すべきであり，失格の基準が合否判定上必要ならば改めて判定基準として公にすべきである等主張している。

しかしながら、審査会は、本件行政文書を開示しない条例上の非開示理由について判断を行うものであり、異議申立人の上記主張は、この判断に直接関わらないものであることから、当審査会の判断する内容のものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が本件行政文書を開示しないと決定したことは妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20 . 5 . 23	○ 諮問を受けた。(諮問第184号)
20 . 6 . 12	○ 異議申立人からの意見書を受理した。
20 . 11 . 13	○ 実施機関から非開示と判断した理由の説明書を受理した。
20 . 11 . 19 (第274回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 12 . 17 (第275回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 1 . 13 (第276回審査会)	○ 実施機関から非開示理由等を聴取した。
21 . 2 . 3 (第277回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 2 . 25 (第278回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	
布田勉	学識経験者	会長職務代理者
馬場亨	法律家	会長
森山博	法律家	
矢吹真理子	情報公開制度を理解する者	

(平成21年3月16日現在)